

長野市長 鷲澤 正一 宛

長野市廃棄物減量等推進審議会
会 長 曾根川 太喜雄 名

し尿収集運搬の適正な処理について（答申）

平成 23 年 8 月 19 日付けで諮問のありましたこのことについて、審議した結果下記のとおり答申いたします。

記

- 1 公共下水道等の普及に伴い、し尿の収集量は毎年減少が続いているため、し尿収集事業者に大きな影響を及ぼしている。
今後もし尿の収集量の減少が見込まれることから、収集量に見合った規模に縮小しながら事業を継続していかなければならない。
し尿の収集事業は、市の責務であり、公共下水道の整備が進む中で、その利用が困難な市民に対しても、安心した市民生活を送るために適正な収集処理が求められる。
し尿の適正な収集処理を確保するため、し尿収集事業者の経営の合理化を支援し、収集体制の縮小を図る必要があることから、委託地区のし尿収集事業者である長野市生活環境協同組合に対して、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度まで 3 年間の第五次合理化事業計画を策定し、実施することが必要である。
- 2 第五次合理化事業計画の実施に伴い、長野市が長野市生活環境協同組合に対して交付する、事業転換に必要な資金上の援助額については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき、し尿収集車両の減車 1 台当たり 2,153 万円とすることが適当である。
- 3 長野市は、平成 12 年度から長年にわたって合理化事業を実施し、適正かつ安定したし尿の収集処理の確保に取り組んできた。
この間、長野市生活環境協同組合にあっては、経営の合理化を図りながら、業務を実施してきたことに対し評価するものである。
また、新規事業の開発にも取り組んできたが、今後、市の「循環型社会の形成」等の取り組みに積極的に参画する等、更なる努力を期待したい。
平成 27 年度以降もし尿収集量の減少が見込まれるが、第五次合理化事業計画終了時点での下水道水洗化率はおおむね 90%になるため、同事業計画終了後は、長野市生活環境協同組合の経営努力により、適正な事業規模への縮小や経営の効率化を行うべきものとする。